

2026年2月2日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人全国信用組合中央協会

企業会計基準公開草案第89号「金融商品に関する会計基準（案）」等
に対する意見について

今般、標記意見募集に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、提出いたします。何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

（前提）

本基準案は、主に上場企業を対象とし、国際会計基準と整合性のあるものとするを主眼に、貸倒引当金の算定方法等の大幅な見直しが提案されておりますが、地域や中小企業が主な利用者となる協同組織金融機関においては、地域金融機関としての役割や中小企業への資金供給に悪影響を及ぼすことが懸念されます。

今後、本基準を参考に、協同組織金融機関が参照する会計の基準について当局と協議しながら検討していくこととなります。

そのため、各質問に対する同意・不同意への回答は差し控え、重要と思われる事項について以下のとおりコメントいたします。

質問 3-1（信用リスクの著しい増大の判定に関する質問）

本公開草案における債権等の発生認識以降における信用リスクの著しい増大の判定（簡素化された判定方法を含む。）に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

（意見）

簡素化された判定方法では正常先を3つに区分する方法が示されているが、内部格付制度が無い金融機関での取扱いを明確にして頂きたい。

(理由等)

2019年12月に廃止された「金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）」において「国内基準適用金融機関にあつては信用格付を行わず債務者区分を行って差し支えない」旨、記載があることから、一定数の協同組織金融機関では、現行の運用において内部格付制度を持たず、正常先を3つに区分することは制度設計上、困難である。

また、融資先が中小企業・小規模事業者等のみであるような協同組織金融機関では、銀行の融資先における上場企業や大企業のような優良格付に該当する取引先は想定されず、仮に正常先を区分できた場合でも、正常先内での格付遷移において信用リスクの著しい増大とまでは言えないものと考えられる。

質問 3-2（予想信用損失の算定方法に関する質問）

本公開草案における予想信用損失の算定方法に関する提案（簡素化された予想信用損失の算定方法を含む。）に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(意見)

- (1) 将来予測情報の考慮について、マクロ経済指標を用いた手法だけではなく、金融機関の実態に応じて別の手法を取り得ることを検討頂きたい。
- (2) 貸倒実績率を使用することについて、より詳細な設例を補足頂きたい。

(理由等)

- (1) 協同組織金融機関の貸出先は、地域の中小企業・小規模事業者等や特定の業域または職域に関連する個人・法人などから構成されている。このような貸出先の信用リスクは、必ずしもマクロ経済と相関するものとは限らない可能性もあることから、将来予測情報の考慮について、マクロ経済指標を用いた回帰モデルによる手法以外の手法についても、追加的に例示して頂きたい。
- (2) 適用指針に記載されている貸倒実績率の計算方法は、現行の日本基準とは大きくかけ離れており、実務上の混乱が生じることが懸念される。現行基準との違いを踏まえ、より分かりやすく解説頂きたい。

質問 6-1（適用時期に関する質問）

本公開草案における適用時期に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(意見)

適用時期として示された「3年程度」については、実務上の準備期間としてなお慎

重な検討が必要である。

(理由等)

今回の改正は、従来と大きく異なる実務対応を求める内容を含むうえ、表現が抽象的な項目も多く、内容の理解や監査法人との調整に相応の時間を要する可能性が高い。さらに、これらを踏まえたシステム対応等にも一定の期間を要することが見込まれる。

したがって、寄せられたコメントに加え、委員以外の対象法人における事務負荷やコスト等の影響についても実態を十分に調査したうえで、適用時期を設定すべきである。

質問 8 (その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

(意見)

金融商品会計に関する Q&A の Q22 の取扱いを明確にして頂きたい。

(理由等)

当該 Q&A は、特段、改正がなされないものと思われるが、参照している金融商品会計に関する実務指針第 274 項は本公開草案では削除されているため。

質問 9 (補足文書 (案) に関する質問)

補足文書 (案) に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

(意見)

以下のようなより簡便的なアプローチを補足文書に記載頂きたい。

- (1) 内部格付制度が無い金融機関における信用リスクの著しい増大の判定の考え方
- (2) 将来予測情報の考慮について、マクロ経済指標を用いた手法以外の手法

(理由等)

- (1) 2019 年 12 月に廃止された「金融検査マニュアル (預金等受入金融機関に係る検査マニュアル)」において「国内基準適用金融機関にあつては信用格付を行わず債務者区分を行って差し支えない」旨、記載があることから、一定数の協同組織金融機関では、現行の運用において内部格付制度を持たず、正常先を 3 つに区分することは制度設計上、困難である。

また、融資先が中小企業・小規模事業者等のみであるような協同組織金融機関では、銀行の融資先における上場企業や大企業のような優良格付に該当する取引先は想定されず、仮に正常先を区分できた場合でも、正常先内での格付遷

移において信用リスクの著しい増大とまでは言えないものと考えられる。

- (2) 協同組織金融機関の貸出先は、地域の中小企業・小規模事業者等や特定の業域または職域に関連する個人・法人などから構成されている。このような貸出先の信用リスクは、必ずしもマクロ経済と相関するものとは限らない可能性もあることから、将来予測情報の考慮について、マクロ経済指標を用いた回帰モデルによる手法以外の手法についても、追加的に例示して頂きたい。

以 上